

入院時食事療養（Ⅰ）に係る 食事療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

入院時の食事の負担は、令和7年4月1日より以下の通りとなります。

区分				標準 負担額
70 歳 未満の方	一般（住民税課税世帯）			510 円
	住民税非課税世帯	過去 12 か月間の 入院日数	90 日 以下	240 円
			91 日 以上	190 円
70 歳 以上の方	一般（住民税課税世帯）			510 円
	住民税非課税世帯 （低所得者Ⅱ）	過去 12 か月間の 入院日数	90 日 以下	240 円
			91 日 以上	190 円
	住民税非課税世帯 （低所得者Ⅰ）			110 円